

委員会提出議案第10号

障害児インクルージョン推進のため、対象児に障害があることを
保育が必要な要件とみなす対応を求める意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和6年9月27日

岩倉市議会議長 関戸郁文様

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 片岡健一郎

障害児インクルージョン推進のため、対象児に障害があることを 保育が必要な要件とみなす対応を求める意見書

就学前の障害児通所施設として、児童発達支援事業所や児童発達支援センター等が挙げられる。専門性の高い人材が配置される利点があるものの、利用者をその地域社会の人間関係から切り離してしまう懸念がある。

一方、近隣の保育所で障害児を受け入れる場合、その地域の幼児と同じ集団の中で保育を受けることができる。それによって、将来的に地域社会で生活する基盤となる人間関係が築かれる長所がある。

障害児は障害児通所施設で、健常児は保育所で、という分断を早期に生むことは、社会的包容（インクルージョン）の理念から遠ざかる。障害の有無に関わらず、すべての子どもを受け入れて共に育ち合える環境（インクルーシブ保育）を構築し、必要に応じてそれを選択できることが重要と考える。

しかし、保育所を利用するには、保護者の就労など国の定める「保育の必要性」が認められなければならない。本来望まない場合でも保護者は就労を強いられることとなる。障害児の保護者は、定期的な病院受診・療育機関への付き添い・就学先の検討・障害者手帳の取得や更新など、我が子を養育するため日常的に様々な困難があり、就労要件が満たせずに保育所の利用を断念せざるを得ないケースも発生する。また、何とか要件を満たしたとしても、障害児育児と仕事に追われる生活を継続し続けることは大変困難な場合がある。

障害児の保育所利用を選択したいがために、保護者が本来望まない就労を強いられる現状は、障害児とその家族のためにも、障害児（者）のインクルージョンという社会的な観点からも、改善されるべきである。

よって、岩倉市議会は、国において対象児自身に障害があることが「保育の必要性」を認める事由として盛り込むことを強く要望している。また、市区町村の保育事業を管轄する県の立場におかれても、同様のことを国へ働きかけていくことを要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先
愛知県知事